

酒類の提供を行う飲食店等の皆様へ

## 休業・営業時間短縮の要請について

令和2年12月16日

長野県

○ 新型コロナウイルスの感染拡大が続いており、感染経路不明などのリスクの高い事例が散発しています。

○ これに伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項の規定により、酒類の提供を行う飲食店等の皆様に休業又は営業時間短縮を要請します。詳細は別紙のとおりです。

ご理解、ご協力をお願いします。

区域：山ノ内町湯河原一組、星川三組

店舗：接待を伴う飲食店、酒類の提供を行う飲食店

期間：令和2年12月17日から23日まで

(感染状況により延長する場合あり)

○ 要請に応じて営業時間短縮等を行った皆様には、協力金を支給する予定です。

別紙のとおり予定していますが、詳細は追ってお知らせします。

○ 改めて、業種別「感染拡大予防ガイドライン」の遵守、「新型コロナ対策推進宣言」の実施などを通じて、適切な感染防止策の徹底をお願いします。

### 問合せ先

長野県庁 代表電話：026-232-0111

<要請について> 危機管理部 新型コロナウイルス感染症対策室

<協力金について> 産業労働部 産業政策課